

平成三十一年三月五日受領
答弁第五七号

内閣衆質一九八第五七号

平成三十一年三月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員初鹿明博君提出北方領土に対する政府の見解に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員初鹿明博君提出北方領土に対する政府の見解に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「政府の法的評価」とは、北方領土は我が国が主権を有する島々であることに基づく北方四島の置かれた状況についての政府の法的評価をいい、この政府の法的評価は一貫している。